

令和3年（行ウ）第11号 日立市産業廃棄物処分場周辺道路整備事業費支出差止請求住民訴訟事件

原告 荒川 照明 外4名

被告 茨城県知事 大井川 和彦

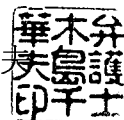
準備書面（7）

令和6年6月13日

水戸地方裁判所民事第2部合議A係 御中

被告訴訟代理人弁護士

木 島 千 華



被告指定代理人

島 山 孝 紀



同

加 藤 禎 士



同

檜 村 祐 紀



同

宮 本 徹



同

綿 引 瑞 子



同

畑 澤 喜 彦



同

助 川 寛



本書面において、原告第8準備書面における原告らの主張について、必要と考えられる範囲で反論する。

なお、略語は従前の例による。

#### 1 「第2の一の1」について

原告らは、新産業廃棄物最終処分場の浸出水処理施設や防災調整池が水防法で想定されている洪水ないし水害を防止する能力がなく下流の水害を助長するとの原告らの主張に対する被告の反論について、原告らの主張に対する十分な反論になっておらず噛み合っていないと主張している。

しかし、被告は、上記の新産業廃棄物最終処分場の浸出水処理施設や防災調整池に係る主張に対し、そもそも新産業廃棄物最終処分場は治水を目的とした施設ではなく原告らの主張が前提において誤りであると主張した上で、被告及び事業団は新産業廃棄物最終処分場の浸出水処理施設及び防災調整池のいずれについても整備要領(乙11)又は調整池技術基準(乙46の1)に準拠した十分な能力を備えたものとして整備することとしている旨主張している。

被告の主張は、原告らの主張に対する反論として十分なものであり、十分な反論になっておらず噛み合っていないとの原告らの主張は失当である。

#### 2 「第2の一の2」について

(1) 原告らは、(2)において、浸出水処理施設の計画と治水や水防が整合性を有していないことを、被告が自認したと主張している。

しかし、被告は、そもそも浸出水処理施設は埋立地内の浸出水を放流先の公共の水域及び地下水を汚染しないよう処理することを目的とした施設であって(乙11の341頁)、治水や水防を目的とした施設ではないと主張して、原告らの主張が前提において誤りであることを主張

している。

原告らの主張は曲解である。

(2) 原告らは、(3)において、被告が浸出水処理施設の規模の検討において用いた降水量が、実際に1日に降る可能性がある大雨の雨量と比べると遥かに少なく新産業廃棄物最終処分場の計画が、周辺地域や下流域の治水と水防と全く整合性がないと主張している。また、原告らのいう「降雨確率1/30程度の雨量」は、「推定される茨城県規定値の74.5 mm/h、256 mm/日である(甲39・1p)。」と述べている。

しかし、被告準備書面(6)3頁ないし5頁で述べたとおり、被告及び事業団は、浸出水処理施設について、整備要領(乙11の346頁及び347頁)に準拠しつつ、埋立年数に対応する20年から23年間に  
対応する2001年(1998年)から2020年までの20年間(23年間)の降水量のデータではなく、1991年にアメダス日立観測所において観測史上最大の年降水量を記録したことを考慮して、より安全なものとなるよう、1991年から2021年までの31年間の降水量のデータを用いるなどして、調整槽の容量を約2万8000 m<sup>3</sup>としている(乙11の346頁及び347頁、乙54の1の92頁及び93頁、乙100の86頁及び87頁並びに乙101の2の4頁及び5頁)。

また、原告らがいう「降雨確率1/30程度の雨量というのは推定される茨城県規定値の74.5 mm/h、256 mm/日」の趣旨が必ずしも明らかではないが、仮に被告が防災調整池の容量の算出に当たり準拠している調整池技術基準の「1/30確率降雨強度」(乙46の1の13頁)を意味するものであるとしても、それは防災調整池整備の基準であって、浸出水処理施設整備の基準ではない(乙46の1)。

被告には、何ら裁量権の逸脱・濫用はない。

### 3 「第2の一の3」について

(1) 原告らは、(1)の第2段落において、新産業廃棄物最終処分場の浸出水処理施設で処理した水を、どのような経路でどこの下水処理施設において処理するのか、また、当該下水処理施設の能力がどのようなものかについて、被告が何ら主張・立証を行っていないと主張している。

まず、被告及び事業団は、被告準備書面(6)7及び8頁で述べたとおり、新産業廃棄物最終処分場の浸出水については、浸出水調整槽で貯留し浄化設備で浄化処理した水を、放流設備を通じて公共下水道へ放流することとしている(なお、新産業廃棄物最終処分場から諏訪梅林付近までの間については、既設の下水道管がないため、事業団において、下水道管を敷設することとしている。)

そして、下水道に放流した処理水は、日立市中央部の下水を処理する同市管理の「池の川処理場」において最終的に処理される。

そのため、被告は、令和4年4月の基本計画の策定に先立ち、日立市と調整を行い、下水道について計画的に管内調査を実施する等必要な維持管理が行われていること、新産業廃棄物最終処分場からの放流量が既存の「エコフロンティアかさま」と同等の400m<sup>3</sup>/日であれば池の川処理場で対応可能であることを確認している(なお、そのことについては、令和2年11月に、住民に向けて「住民説明会でいただいたご意見等への回答」(甲6の11頁)のとおり回答している。)

また、事業団は、都市計画法29条2項の規定による開発行為の許可の申請に当たり、同法32条1項の規定により、池の川処理場を管理する日立市公営企業管理者と協議し、令和5年11月13日同管理者の同意を得た上で(乙114の2)、令和6年2月1日日立市長に開発行為の許可の申請を行い(乙114の1)、同年4月24日当該許可があったところである(乙115)。

(2) また、原告らは、(1) の第3段落において、池の川処理場が県内の市町村で最も古い下水処理場で、老朽化が進んでいるということであり十分な下水処理能力を有していないと推定されると主張している。

しかし、池の川処理場は、十分な下水処理能力を有するとともに、管理者である日立市により適切に維持管理されている。

すなわち、池の川処理場の処理能力は、84,000 m<sup>3</sup>/日で、県内の市町村が設置する下水道処理場で最大の処理能力を有しており、令和4年度実績で日平均流入水量は33,780 m<sup>3</sup>である(乙117の33頁)。

被告準備書面(6)7頁で述べたとおり、新産業廃棄物最終処分場の浸出水処理施設の処理能力は400 m<sup>3</sup>/日としているから(乙54の1の100頁)、同処理場に過大な負担をかけるものではない。

また、令和4年度日立市公共下水道事業年報(乙118)によれば、日立市の下水道普及率は98.2%であるところ、下水道施設の異常は市民生活への影響が大きいことから、同市においては、昭和53年から予防保全型の維持管理が行われている(乙118の44頁及び45頁)。

具体的な維持管理の内容としては、管渠内目視調査、管渠内TVカメラ調査、管渠清掃工、管渠止水工、雨水流入調査が実施されており、また、異常箇所が判明した場合は、原因を的確に把握し、緊急・計画的に修繕計画を立てて、施設の機能回復、事故の未然防止に速やかに対応しているとされている(乙118の45頁)。

さらに、原告らは、(1) の第4段落において、令和5年9月の台風の際に、池の川処理場も被災し、使用不能となったようだと主張している。

この点については、日立市が令和6年3月に策定した「令和5年台風第13号に係る日立市災害復旧基本計画」(乙119)によれば、池の

川処理場については、大雨に伴う地下水位の上昇などによる処理場への汚水流入量の急激な増加、処理場南側に隣接する河川水位が上昇して発生した溢水の処理場の地上階や地下階の水処理施設への流入、処理場周辺からの雨水の処理場の地下階への流入といった要因が重なり、処理場の地下階が水没し、地上階の水処理施設が約1.5mまで浸水し、ポンプモーター、操作盤及び計器類が被災したとされている（乙119の38頁）。

日立市においては、これらの被害について、令和5年9月8日の発災後の同月11日には、地下階の雨水排水を完了し、同月末にかけて順次、汚泥の排出、ポンプモーター等の設備の乾燥（オーバーホール）など、応急復旧されている（乙119の38頁）。本復旧工事として、国庫補助等を活用し、令和5年度から機械・電気・建築附帯設備の原形復旧（設備更新）、地下排水ポンプの能力アップなどの汚水流入量の増加・溢水対策を進めるほか、処理場の浸水防止対策として、令和6年度に「耐水化計画」を策定して処理場浸水の原因となる対象外力（内水、外水等）の分析と効率的・効果的な対策手法などを検討していくこととされている（乙119の39頁ないし41頁）。このように、日立市においては、適切に復旧と今後に向けた対策を講じている。

- (3) さらに、原告らは、(1)の第4段落において、水防法以下の法令が想定しなければならないと定めている雨量や、それに近い雨量の降雨があった場合には、下水処理場が使用不能となることが十分に予想され、その場合には、浸出水処理施設の処理水が、本件計画地周辺に溢れるか鮎川に放流されることになると考えられると主張している。

しかし、被告及び事業団は、浸出水処理施設について、上記2(2)で述べたとおり、整備要領（乙11の346頁及び347頁）に準拠しつつ、埋立年数に対応する20年から23年間に対応する2

001年(1998年)から2020年までの20年間(23年間)の降水量のデータではなく、1991年にアメダス日立観測所において観測史上最大の年降水量を記録したことを考慮して、より安全なものとなるよう、1991年から2021年までの31年間の降水量のデータを用いて、調整槽の容量を28,000 $\text{m}^3$ としている(乙100の94頁)。なお、埋立面積が同規模である笠間市所在の「エコフロンティアかさま」の浸出水処理施設の調整槽の容量は10,800 $\text{m}^3$ であり、笠間市と日立市の平均年間降水量の差は日立市が5%程度多い状況であるが(乙100の93頁)、新産業廃棄物最終処分場の調整槽の容量(28,000 $\text{m}^3$ )は、「エコフロンティアかさま」の調整槽の容量(10,800 $\text{m}^3$ )の約2.5倍の容量としており、より安全性が確保されている。

仮に池の川処理場が使用不能となる事態が発生した場合でも、浸出水処理水が、本件計画地周辺に溢れ、あるいは鮎川に放流される事態が発生するとは考えられない。

(4) 原告らは、(2)の第2段落において、大雨が降っているときやその後しばらくは、大気の湿度は100%となっているはずで蒸発割合は0%となるはずであるから、この場合の浸出係数は1として計算しなければならないと主張している。

しかし、被告及び事業団は、整備要領(乙11)に準拠して、アメダス日立観測所における気温及び日照時間から計算した可能蒸発量並びに同観測所における降水量を基に整備要領所定の計算式(浸出係数 $C_1 = 1 - (\text{実蒸発散量 } E_1 / \text{平均月間降水量 } I)$ (乙11の349頁)により算定した結果、新産業廃棄物最終処分場の浸出係数を0.59としており(乙100の88頁)、何ら問題はない。

原告らの浸出係数を1とすべきとの主張は、原告ら独自の意見にすぎ

ず、(2)第5段落における原告らの浸出係数を1とした浸出水発生量の計算も、原告ら独自の計算にすぎない。

また、原告らは(2)の第3段落において、被告の乙103に基づく1時間降水量93mmの雨が3時間半継続して降った場合の浸出水発生量は約781m<sup>3</sup>で、1時間降水量97mmの雨が3時間半継続して降った場合の浸出水発生量は約815m<sup>3</sup>であるとの主張について、「1時間降水量93mm又は97mmの雨が3時間半降った場合の量を、1日降った量としたうえで、1時間当たりの浸出水発生量を算出するという欺瞞的な方法を用いた計算を行っているようである。」などと主張している。

しかし、上記の被告の主張及び乙103は、「降水量1mm当たりの浸出水発生量」(1時間当たり2.4m<sup>3</sup>)に、原告らが主張する1時間降水量93mm又は97mmを乗じた値に、原告らが主張する降水時間3.5時間に乗じて、降水時間3時間半当たりの浸出水発生量を計算したものであって、「1時間降水量93mm又は97mmの雨が3時間半降った場合の量を、1日降った量としたうえで、1時間当たりの浸出水発生量を算出するという欺瞞的な方法を用いた計算」など行っていない。

新産業廃棄物最終処分場の埋立地については、浸出係数が0.59であるから、発生する浸出水量は、降水量1mm当たり約57m<sup>3</sup>となり、これに、気象庁が令和5年台風第13号による大雨の際の日立市の降水量として公表した期間合計降水量282.5mm(24時間降水量と同値)を乗じると、約1万6103m<sup>3</sup>の浸出水が発生することとなるが(57m<sup>3</sup>×282.5mm÷1万6103m<sup>3</sup>)、新産業廃棄物最終処分場の浸出水処理施設の調整槽の容量は約2万8000m<sup>3</sup>であるから、対応は十分可能である(乙103)。

さらに、原告らは、(2)の第6段落において、乙103の内部貯留



量2万9925 m<sup>3</sup>との数値がどのような数値なのか全く分からない、埋立地に大量の水を貯留することは管理型処分場の遮水シートの安全性を阻害すると主張している。

まず、浸出水の内部貯水量については、被告準備書面（6）9頁で述べたとおり、整備要領（乙11の204頁）において、「最終処分場は原則として浸出水の内部貯水をさせない排水構造とする。」とされるところに、「しかし、予想を上回る豪雨時など浸出水調整設備では対応できない浸出水量に対しては、内部貯水を行う必要がある。このため、考え得る内部貯水量が確保できる規模の貯留構造物の高さを決定する」とされていることを踏まえ（「貯留構造物」とは、廃棄物層の流出や崩壊を防ぎ、埋め立てた廃棄物を安全に貯留するために設けられる構造物をいう。）、新産業廃棄物最終処分場における貯留構造物の天端から埋立地底部までの容量である約399,000 m<sup>3</sup>（乙120の1及び2。なお、埋立地は中央に存する区画堰堤において、北側部分と南側部分に区切られており、北側部分の底部（標高125 m）から区画堰堤の天端（標高140 m）までの容量は196,747.4 m<sup>3</sup>、南側部分の底部（標高135 m）から区画堰堤の天端（標高140 m）までの容量は18,475.5 m<sup>3</sup>、北側部分及び南側部分をあわせた区画堰堤の天端（標高140 m）から貯留構造物の天端（標高145 m）までの容量は184,643.0 m<sup>3</sup>、これらの容量の合計が約399,000 m<sup>3</sup>となる。）、間隙率（埋め立てた廃棄物や土の体積に占める間隙の比率）を7.5%として、内部貯留量を2万9925 m<sup>3</sup>と試算したものである（乙103）。

ただし、被告及び事業団は、上記2（2）で述べたとおり、浸出水処理施設については、整備要領（乙11の346頁及び347頁）に準拠しつつ、1991年にアメダス日立観測所において観測史上最大の年降

水量を記録したことを考慮して、より安全なものとなるよう、1991年から2021年までの31年間の降水量のデータを用いるなどして、処理能力を超える浸出水を一旦貯留することが可能な規模の調整槽（約2万8000㎡）としている。

また、原告らは、埋立地に大量の水を貯留することは管理型処分場の遮水シートの安全性を阻害すると主張しているが、新産業廃棄物最終処分場の浸出水の殆どが浸出水集排水管で集水されるから、遮水工の構造上、浸出水の全量が直接遮水シートに接触することは稀である。

すなわち、埋立地に降った雨は、まずは、廃棄物層の間隙に滞留して、廃棄物層の間隙から徐々に浸出することになるが、その浸出水は、遮水工の上に敷設される「浸出水集排水管」により集水されることとなる（乙78の8頁）。

そして、遮水工は、基礎地盤の上に設置されるが、遮水工は、上部から、「保護土」、「保護マット」、「遮水シート」、「漏水検知システム」、「GCL（ベントナイト複合遮水ライナー）」、「遮水シート」、「保護マット」、「ベントナイト砕石」、「水密性アスファルトコンクリート」の多重構造で構成され、設置されるものである。

そのため、万が一、「浸出水集排水管」で集水されない浸出水が存在したとしても、次に、遮水工の最上部にある「保護土」の間隙に滞留することとなるから（乙78の8頁）、浸出水の全量が直接遮水シートに接触することは稀である。

そのため、遮水シートが浸出水によって安全性が阻害される程劣化する可能性は極めて低く、原告らの主張は、失当である。（なお、万が一、遮水シートが破損した場合には、早期に破損個所の特定・修復を行うための漏水検知システムによるバックアップ機能を有する構造となっており（乙78の8頁）、安全性は確保されている。）

#### 4 「第2の一の4」について

(1) 原告らは、(2)において、被告及び事業団が防災調整池の必要容量の検討に当たり採用している降雨強度である $18.120\text{ mm/hr}$ が浸出水処理計画に当たり採用している降雨強度と余り違いがなく、水防法が想定する降雨量や実際に降った雨量と比べるとはるかに少ない雨量であると主張し、防災調整池は本件計画地に水防法以下の法令が想定する雨量が降った場合に到底対応できないと主張している。

原告らがどのような比較をしているのか明らかではないが、被告及び事業団は、浸出水処理施設については、整備要領(乙11の346頁及び347頁)に準拠しつつ、1991年から2021年までの31年間の降水量のデータのうち、最大年間降水量 $1,961\text{ mm}$ (日換算値 $5.4\text{ mm}$ )及び最大月間降水量 $485\text{ mm}$ (日換算値 $15.6\text{ mm}$ )としている(乙100の87頁)。被告及び事業団が浸出水処理施設の規模の検討に当たり用いたのは、「降水量」であって、「降雨強度」は用いていない。「降水量」とは、ある時間内に降った雨が水平な地面に貯まったときの水の深さを表すものであり(乙121の1の3枚目及び乙121の2)、「降雨強度」とは、異なる降雨の継続時間(10分間、1時間、1日等)における降雨量と継続時間から、その降雨が1時間続いたとして換算したものであり(乙54の126頁及び乙121の2)、「降水量」と「降雨強度」は、算定の方法と意味を異にするから、単純に比較することは適当ではないのである。

また、被告及び事業団は、防災調整池についても、調整池技術基準(乙46)において、調整池の容量は、「 $1/30$ 確率降雨強度曲線上の任意の継続時間 $t_i$ に対応する降雨強度( $\text{mm/hr}$ )」を用いて、必要調節容量が最大となるように求めることとされていること(乙46の13

頁)に準拠して、必要調節容量が最大となる「継続時間  $t_i$ 」を「635.2分」として求め、「継続時間  $t_i$  に対応する降雨強度」である「18.120mm/h」を用いている(乙100の122頁)。

被告及び事業団は、調整池技術基準(乙46の1)に準拠して、適切に防災調整池の検討・整備を進めており、被告に、何ら裁量権の逸脱・濫用はない。

(2)原告らは、(3)の第2段落において、被告が防災調整池から鮎川への放流に係る事業団と日立市長との間の協議について、協議の内容や結果について何ら主張・立証を行っていないと主張している。

事業団は、都市計画法29条2項の規定による開発行為の許可の申請に当たり、同法32条1項の規定により、普通河川である鮎川の管理者である日立市長と協議し(なお、同意は令和6年3月29日(乙114の3の1))、令和6年2月1日日立市長に開発行為の許可の申請を行い(乙114の1)、同年4月24日当該許可があったところである(乙115)。

なお、事業団は、実施設計において防災調整池の容量を設定するに当たり、改めて鮎川のネックポイント等の調査を行い、再評価を行った結果、ネックポイントは、基本計画時にネックポイントとしていた本件計画地付近の地点(基本設計時における当該地点の流下能力18.437 $\text{m}^3/\text{sec}$ →再評価後の流下能力54.144 $\text{m}^3/\text{sec}$ )ではなく、諏訪大平田浄水場付近の地点(当該地点の流下能力19.931 $\text{m}^3/\text{sec}$ )とすることが相当である(54.144 $\text{m}^3/\text{sec}$  > 19.931 $\text{m}^3/\text{sec}$ であるため。)と判断した。

そして、事業団は、この再評価後の鮎川の流下能力を基に再度防災調整池の容量を算定し直した結果、実施設計においては、容量を基本設計時の35,800 $\text{m}^3$ (必要調節容量33,327 $\text{m}^3$ +堆砂量2,511 $\text{m}^3$

= 35,800 m<sup>3</sup>。乙100の122頁)から35,200 m<sup>3</sup>に変更し(必要調節容量32,689 m<sup>3</sup>+堆砂量2,511 m<sup>3</sup>=35,200 m<sup>3</sup>)、この変更後の容量をもって普通河川鮎川の管理者である日立市長と協議を行っている(乙114の3の1及び2の11頁)。

- (3) 原告らは、(4)の第2段落において、原告らの主張(被告が水防法に基づく想定最大降雨量を考慮していないとの主張)は、新産業廃棄物最終処分場の施設整備の基準を満たしていないとの趣旨の主張ではなく、本件計画地が洪水浸水想定区域とされるべき区域であり新産業廃棄物最終処分場が洪水に対処できないばかりか周辺地域や下流域の治水上、水防上問題を大きくするとの趣旨の主張であると主張している。

原告らが同段落において摘示している被告の主張(被告準備書面(6)9頁の(4))は、原告らが、被告の計画する防災調整池は水防法における関東地方の最大雨量153 mm/hで計算した場合25分程度で溢れるなど水防法に基づく水防の観点を全く欠く、浸出水処理施設や防災調整池の能力は水防法に基づく水防の観点を全く欠くなどと主張しているのに対し、水防法の想定最大規模降雨は、効果的な避難の確保を図ることを目的とする洪水浸水想定区域を指定する際の指標であって新産業廃棄物最終処分場の施設整備の基準でないと反論したものである。被告は、原告らが浸出水処理施設等の能力の検討に当たって水防法の想定最大規模降雨を考慮すべきと主張していることに対し、水防法の想定最大規模降雨は趣旨・目的を異にすると反論したものであって、反論として何ら問題はない。

なお、原告らの本件計画地が洪水浸水想定区域とされるべき区域であるとの主張については、被告準備書面(6)11頁ないし14頁で述べたとおり、洪水浸水想定区域は権限のある行政庁によって指定すべき実質を有するか否かの実体的な判断がなされるものであり、図面等により

客観的に把握可能なものであるところ、新産業廃棄物最終処分場の整備候補地の選定のためのスクリーニングの際、本件計画地が洪水浸水想定区域に指定されていた事実はない。

また、原告らの新産業廃棄物最終処分場が洪水に対処できず周辺地域や下流域の治水上、水防上問題を大きくするとの主張については、被告及び事業団は、従前から主張してきたとおり、整備要領（乙11）や調整池技術基準（乙46の1）に準拠して、近年の集中豪雨にも対応可能な容量の浸出水処理施設や防災調整池の整備等を行い、埋立地内の浸出水については浄化した上で公共下水道へ放流し、本件計画地内の埋立地外の箇所へ降った雨水や地下水については防災調整池を経て流量調整をしつつ鮎川へ放流を行うとともに、埋立期間終了後も適切な維持管理を行っていくこととしているから、新産業廃棄物最終処分場が周辺地域や下流域の治水上、水防上の問題を大きくするなどということはない。そればかりか、現状の採石場跡地のまま存続するのに比して本件計画地の雨水処理能力が向上することは明らかである。

#### 5 「第2の2の2」について

原告らは、第2段落において、被告は1次スクリーニングにおいて「立地上の制約区域」として「東日本大震災で発生した津波による被害範囲」等についても調査を行っており、このような区域は、行政庁が何らかの法令上の地域指定・区域指定を行うべき実質を有するかという調査とは異なり、被告の主張は単に法令上の規制区域を説明しているにすぎないと主張している。

しかし、「東日本大震災で発生した津波浸水区域」については、国土交通省国土地理院が調査して公表した「平成23年浸水範囲概況図」により客観的に把握してスクリーニングを行うことが可能であり、被告は、「平

成23年浸水範囲概況図」により、スクリーニングを行っている。

また、「洪水浸水想定区域」についても、権限を有する行政庁によって指定の実質を有するか否かの実体的判断がされている区域であって「洪水ハザードマップ」で客観的に把握してスクリーニングを行うことが可能である。

被告準備書面（6）12頁及び13頁で述べたとおり、被告は、法令上の規制区域や立地上の制約区域については、指定等の権限を有する行政庁が当該指定等の根拠となる法令の基準等に照らして指定等をすべきか否かを調査、審査した上で指定等がなされ、図面等で客観的に把握することができるものであることから、スクリーニングの選定項目としたものである。

さらに、原告らは、第3段落において、本件処分場の予定地が洪水浸水想定区域又はそれに準じた区域に該当するかどうかの判断は、県民の生命・健康・財産の侵害に直結し、それらを守る上で実態的な調査・考慮をしなければならず、1次スクリーニングのやり方自体において、裁量権の逸脱があると主張している。

しかし、被告は、適切にスクリーニングを行っている上、被告及び事業団は、整備要領等に準拠して適切に新産業廃棄物最終処分場の整備を進めているから、被告には、何ら裁量権の逸脱・濫用はない。

#### 6 「第2の2の3」について

原告らは、第2段落において、乙48の2・25頁に記載されている青線は、谷間を流れる水路で、「唐津沢」と記載されているから、この図面には、唐津沢という名称の河川が記載されているとみるべきであると主張している。

しかし、被告準備書面（6）14頁ないし16頁で述べたとおり、乙4

8の2の25頁の図面上の青色の線をもって、河川が存在するということはできない。過去に、谷底という地形であるがゆえに雨水が流れるなど、何らかの水の流れが存在したとしても、唐津沢なる河川が存在するとの証拠にはならない。

また、本件計画地内には、河川法12条に基づく「河川現況台帳」上「唐津沢」なる河川は記載されておらず（乙86）、日立市長が管理する普通河川（一級河川、二級河川及び準用河川以外の河川（同法100条の2）。普通河川は、法定外公共物である水路と重なる。）も存しない（乙87）。法定外公共物たる水路は、公図上では、「水」と表記され存在が明記されるはずであるが、現在の公図にも、閉鎖された公図にも、「水」との表記はない（乙87及び88）。空中写真においても、河川の存在は確認できない（乙89）。

さらに、原告らは、第4段落において、訴外日立セメント株式会社によって河川の下流部が「破壊」されてしまったため元々あった唐津沢の流れが無くなってしまったと主張しているが、被告準備書面（6）15頁で述べたとおり、訴外日立セメント株式会社において必要な水路の付け替えを行ったものである（乙48の2の15頁及び38頁）。

また、原告らは、第6段落において、被告は河川法12条に基づき調整する河川現況台帳に国土地理院の地形図にも記載された河川を載せることを漏らしており、河川管理上の重大な過失があると主張している。

しかし、河川現況台帳は、河川法12条において、河川管理者が管理する河川について調製することとされ（1項及び2項）、「河川」とは、同法3条1項において、一級河川及び二級河川をいうこととされているところ、上述したとおり、そもそも、「唐津沢」なる河川は存在しないから、河川現況台帳に登載されないのは当然であって、茨城県には、何ら過失はない。原告らによる被告の河川管理上の過失に係る主張は、本件の争点と



の関係もない。

さらに、原告らは、第7段落及び第8段落において、被告の水文調査で検討対象範囲への流入が確認された表流水が「唐津沢」に他ならず、被告が「唐津沢」を二級河川にも普通河川にも指定していない過失と、本件地域を洪水浸水想定区域として検討・指定しなかった過失を二重に犯しているとして主張する。

しかし、被告準備書面(4)11頁で述べたとおり、被告の水文調査における「検討対象範囲」(本件計画地を含む流域。乙51の4の1頁、乙54の2の64頁)への流入が確認された表流水(当該調査における流量観測地点である「地点1」で観測したもの。乙51の4の7頁、乙54の2の70頁、乙69)の流れは、「唐津沢」なる河川(一級河川、二級河川又は普通河川)ではない。

そして、当該表流水は、水防法において洪水浸水想定区域の指定の対象とされている洪水予報河川、水位周知河川、特定都市河川又は河川法9条2項の指定区間内の一級河川若しくは同法5条1項の二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準(周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の洪水時に避難を行うことが想定される者が居住等する建築物等が存すること等)に該当する河川(被告準備書面(4)7頁ないし9頁)のいずれでもない。

なお、茨城県は、令和3年度水防法改正を受けて、全ての県管理河川について検討を加え、必要な区域について令和6年度中(当初は令和7年度までに指定を行う予定であったものを1年前倒し)に、洪水浸水想定区域の指定を行うこととしている。本件計画地について洪水浸水想定区域に指定される予定があるという趣旨ではないが、仮に洪水浸水想定区域に指定されることがあったとしても、制度の趣旨に従い、浸水想定に対応した情報収集・伝達、防災教育・訓練、浸水防止のための資機材の備蓄等の対策

を検討していく。

## 7 「第2の2の4」について

(1) 原告らは、(1)の第2段落において、被告が新設道路の側溝の幅、構造等を明らかにできず、新産業廃棄物最終処分場の西側に降った雨水を的確に排水することができる構造となっていることについて何ら主張・立証できないことを自白したに等しいと主張している。

しかし、被告準備書面(2)27頁ないし30頁で述べたとおり、新設道路については、①概略設計、②予備設計、③詳細設計、④用地買収、⑤施工という各工程を経て整備していく予定であるところ、被告準備書面(6)18頁で述べたとおり、新設道路については、現在上記の③の詳細設計の途中であり、今後順次工区ごとに設計して競争入札に付していく予定である。工程の進行状況や、入札の公正性等の観点から、被告準備書面の提出時点においては示すことが不可能あるいは示すべきではない事項があるのであって、被告が自白したなどという原告らの主張は、不可能を強いるものであり、失当である。

なお、現在、新設道路については、5箇所の工区における工事用道路築造工事の入札を実施し、令和6年3月に受注者を決定している。この入札に関する図面は茨城県のホームページの「入札情報サービス」において公表されている。

また、原告らは、(1)の第2段落において、「道路法に基づき県道の構造の技術的基準等を定める条例」に従うというだけでは、新産業廃棄物最終処分場の西側に降った雨水を的確に排水することができる構造となっていることを裏付けることには全くならぬと主張している。

しかし、同条例は、道路法30条第3項、44条第1項、45条第3項及び48条の3の規定に基づき、県道を新設し又は改築する場合にお

ける県道の構造の技術的基準等を定めるものであり（同条例1条）、被告が新設道路を同条例所定の構造とすることはいうまでもない。

そして、同条例27条において、道路には、排水のため必要がある場合は、側溝等の適当な排水施設を設けることとされているところ、その構造等の詳細については、さらに、「国土交通省道路土工構造物技術基準」（平成27年3月31日国都街第115号／国道企第54号国土交通省都市局長・国土交通省道路局長通知。乙122）、「道路土工要綱」（平成21年社団法人日本道路協会。乙123）及び「茨城県道路計画・設計マニュアル」（乙124）等に定められている。

「道路土工要綱」（乙123の111頁）及び「茨城県道路計画・設計マニュアル」（乙124の8-4頁及び8-5頁）においては、計画交通量が500台～4,000台の県道の一般的な道路排水施設の場合には、「降雨確率3年」を標準として排水施設の整備を行うこととされているところ、被告は、新設道路の計画交通量を630台／日と見込んでおり（乙125の7頁）、「降雨確率3年」を標準として、適切に本件道路の側溝の整備を進めていく（なお、「茨城県道路計画・設計マニュアル（乙124）」の8-4頁及び8-5頁においては、「長大な自然斜面から流出する水を排除する道路横断排水工」等の重要な排水工である場合は、「降雨確率7年」を標準とするとされているところ、本件道路の西側には斜面が存するが、当該斜面と本件道路の間には、訴外日立セメント株式会社が設置した水路に代えて、同等の機能を有するよう整備する水路が存することにより、当該斜面から流出する雨水は、この水路で排除することとなるため、本件道路の排水設備は、「長大な斜面から流出する水を排除する道路横断排水工」ではなく、一般的な道路排水施設とする予定である。）。

（2）原告らは、（2）において、被告が行った水文調査において「流域1」

の降雨量の74.7%、「流域3」の降雨量の47.8%が蒸発散するとされていることについて、大雨中あるいは直後に上記のような蒸発散はあり得ず、30日間の総降雨量と仮定の蒸発散量を用いて計算したものである上、台風の際の降雨量をあえて外すという操作を行って算定されたと主張して、被告の水文調査に利用価値はないと主張している。

水文調査とは、水循環の量的把握に必要な資料を得ることが目的とされている（なお、降水により地表に到達した雨は、一部は直接蒸発し、一部は表面流出して河川水、湖沼水等の地表水となり、残りは地中に浸透して土壌水や地下水となり、さらに土壌水や地下水の一部は蒸発散するが、その一連の過程を「水循環」という。）。（「地下水調査および観測指針（案）」。乙126の95頁及び96頁）。

また、水文調査の項目には、水文気象、表流水調査、蒸発散量、土壌水分等があるとされている（乙126の95頁）。「表流水流量調査」は、地下水域内における表流水と地下水との交流関係を把握し、地下水の水収支を検討することが主たる目的とされ（乙126の101頁）、  
「水収支」は、ある水収支区におけるある期間中の水の出入りを定量的に検討するもの（乙126の260頁）とされ、「蒸発散量調査」は、地下水涵養量推定のための基礎資料を得ることが目的（乙126の108頁）とされている。

被告は、被告準備書面（1）54頁及び55頁で述べたとおり、まず、令和2年11月から令和3年2月までにかけて、本件計画地（当時は候補地）について、地下水の分布状況及び流動状況を推定するとともに本件計画地の地下水と表流水の概要とその関連性の把握を目的として、ボーリング孔による地下水位の調査、本件計画地内や周辺河川等の水質調査等の方法による水文調査を行い、表流水の主な流れ等について基礎情報を得た（乙20の10の2の1頁及び2頁）。

また、被告は、被告準備書面（１）６２頁及び６３頁で述べたとおり、上記の水文調査の時期が令和２年１１月から令和３年２月までであり、渇水期であったことから、追加調査として、豊水期における水量・水質等の調査を行うこととした（乙３９の８）。

そして、被告は、被告準備書面（２）５頁、６頁、６６頁及び６７頁並びに被告準備書面（４）１６頁で述べたとおり、豊水期である令和３年９月１９日から１０月１８日までにかけて、本件計画地の存する地域への水の流入量となる降水量に対して、水の流出量となる場外への流出量、蒸発散量、湛水の変化量等の概略値の検討を行うとともに、水処理施設や遮水工等の設計の基礎資料を得ることを目的として、ボーリング孔による地下水位の調査、本件計画地内や周辺河川等の水質調査等の方法による追加の水文調査を行った（乙５１の４の１頁、乙５４の２の２７頁。なお、乙５４の２は、基本計画の策定に当たり、乙２０の１０の２の調査結果と乙５１の４の調査結果を統合したものである。）。

この水文調査における水の流入量や流出量の算定は、「雨量」、「流量」、「湛水減少量」、「蒸発散量」（水面及び地表面）をパラメータとし、そのうち、「雨量」については、気象庁日立観測所における令和３年９月１９日から１０月１８日までの３０日間の日雨量のデータを用いた。

この点について、原告らは、台風の際の降雨量をあえて外すという操作を行って算定されたと主張して、被告の水文調査に利用価値はないと主張しているが、同年９月１９日を始期としたのは、同月１８日に台風の影響で降水量が増加し、一時的に大きく増加する表流水の量をとらえることはできないため、豪雨の影響が小さく表流水の流量を比較的適切に評価できる同月１９日を始期としたものである（乙５１の４の５頁及び乙５４の２の６８頁）。

また、上記のパラメータのうち、「流量」については、本件計画地の付近の3地点における令和3年9月15日及び10月18日の流量観測結果を基に算定を行い、「湛水減少量」については、同年9月15日及び10月18日の測量結果を基に算出した（乙51の4の6頁及び7頁、乙54の2の69頁及び70頁）。

上記のパラメータのうち、「蒸発散量」については、検討対象範囲を6つの領域に区分して、国土地理院地図や測量結果を基に地被条件（裸地、林地）、斜面の傾斜方向及び傾斜角を算出した。その上で、水文・水資源学や水利科学などの専門科学的な知見に基づく方法により、水面からの蒸発散量及び地表面からの蒸発散量を算定した（乙51の4の8頁及び11頁、乙54の2の71頁及び74頁）。

この点について、原告らは、大雨中あるいは直後に「流域1」の降雨量の74.7%、「流域3」の降雨量の47.8%が蒸発散することはあり得ず、30日間の総雨量と仮定の蒸発散量を用いて計算していると主張して、被告の水文調査に利用価値はないと主張しているが、乙126においても、蒸発散量については、「現地で正確に測定する方法は目下のところ確立されていないので、推定法によって求めなければならない。」とされている上（乙126の108頁）、被告は、上記のとおり、国土地理院地図や測量結果を基に地被条件等を算出して、水文・水資源学や水利科学などの専門科学的な知見に基づく方法により蒸発散量を算定しているから、被告の蒸発散量の算定に、何ら問題はない。

そして、被告の水文調査の結果、本件計画地については、降雨による水の流入があり、その一部が蒸発散や表面流出により外部に流出していることが確認され、流入した水の一部が湛水になり、その後鮎川方向へ流出していると考えられた（乙51の4の14頁）。

また、「流域1」（本件計画地の南西側）にあつては、降雨による流

入量が66,997 m<sup>3</sup>で、「地点1」（乙51の4の7頁、乙54の2の70頁、乙69）に至るまでの蒸発散量が49,850 m<sup>3</sup>（降雨量の74.7%相当）であること、「流域2」（湛水部を含む本件計画地と重なる区域）にあつては、降雨による流入量が32,772 m<sup>3</sup>で、蒸発散量16,619 m<sup>3</sup>（湛水面からの蒸発散量は1,237 m<sup>3</sup>（降雨量の50.7%相当））であること、「流域3」（本件計画地の西側）にあつては、降雨量が7,917 m<sup>3</sup>で、蒸発散量が3,783 m<sup>3</sup>（降雨量の47.8%相当）であること等の結果を得た（乙51の4の12頁ないし13頁）。

上述のとおり、被告の水文調査は、現地調査結果等を踏まえ、専門科学的な知見に基づき適切に行われているのであつて、被告の水文調査に利用価値がないなどという原告らの主張は、原告らの意見にすぎず、失当である。

(3) 原告らは、(3)において、新産業廃棄物最終処分場において建設される物が都市計画法4条12項の建築物や特定工作物に該当しなかつたとしても、開発行為が行われることに変わりはないと主張し、「開発行為の技術基準」では、雨水については、計画排水区域を開発区域を含む地形上の流域と定めているから、道路で分断されてはいても、地形上の流域に該当する新産業廃棄物最終処分場の西側の雨水排水計画を定める必要があると主張している。

しかし、被告準備書面(6)の20頁で述べたとおり、同法4条12項において、「開発行為」とは、主として建築物の建築、又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。」とされているから、新産業廃棄物最終処分場においては、「管理棟」、「計量棟」、「展開検査場」、「浸出水処理施設」及び「環境学習施設」の建設の用に供する土地(約3.81ha)の区画形質の変更が、同項の「開

発行行為」に該当する。

また、被告準備書面（６）２１頁で述べたとおり、新産業廃棄物最終処分場の西側の新設道路のさらに西側に降った雨水については、訴外日立セメント株式会社が過去に本件計画地の西側に設置した水路に代えて、新設道路の西側に同等の機能を有するよう整備する水路や、本件計画地外に県道として整備する新設道路の側溝により排水されるものであり、別の排水施設・設備で排水される別の排水区域であるから、新産業廃棄物最終処分場の計画排水区域には含まれないのである。

被告と事業団は、「開発行為の技術基準」に準拠して、基本計画の策定ないし実施設計を行い、上記４（２）で述べたとおり、事業団は、令和６年２月１日日立市長に開発行為の許可の申請を行い（乙１１４の１）、同年４月２４日当該許可があったところである（乙１１５）。

原告らの主張は、独自の意見にすぎない。

原告らは、新設道路に設置される側溝が十分な排水をすることができないことが十分に予想されると主張しているが、原告らの憶測にすぎない。上記（１）で述べたとおり、被告は、新設道路の側溝について、「道路法に基づき県道の構造の技術的基準等を定める条例」、「国土交通省道路土工構造物技術基準」、「道路土工要綱」、「茨城県道路計画・設計マニュアル」等に準拠して、適切に設計・整備を進めていく。

## ８ 「第２の二の５」について

（１）原告らは、（１）において、原告第７準備書面の記載は、乙５４の２・７７頁の記載を要約したものであると主張しているが、当該記載が要約であるなどということは到底できない。

すなわち、被告準備書面（６）２３頁で述べたとおり、被告が行った水文調査の結果は、「流域１」（本件計画地の南西側）にあっては、降



雨量の74.7%が蒸発散し、その残りが主として訴外日立セメント株式会社が設置した水路、残りの一部が「流域2」（湛水部を含む本件計画地と重なる区域）に流入し、「流域3」（本件計画地の西側）にあっては、降雨量の47.8%が蒸発散し、その残り「流域1」から流入した水は地下浸透や一部流域2への流出も考えられるというものである（乙51の4の14頁及び乙54の2の64頁ないし77頁）。

本件計画地西方の「流域1」及び「流域3」に降った雨水のうち、蒸発散した雨水と、訴外日立セメント株式会社が設置した水路を通じて流域外へ排出された雨水を除いた残りが湛水部に流入するという趣旨であることは明らかであって、被告が「唐津沢湖に、唐津沢全域から豪雨時に雨水が集まることを認識している」などと解するのは、曲解といわざるを得ない。

(2) また、原告らは、(2)において、水文調査は、非常に雨の少ない時期に行われた調査であるから、大雨時の状況を予測するための資料とはならないと主張している。

しかし、上記7(2)で述べたとおり、水文調査における水の収支は、一定期間内の水の流入・支出の均衡状態を取り扱うものとされているところ、被告は、令和2年11月から令和3年2月までの渇水期の期間と、令和3年9月19日から10月18日までの豊水期の期間（豪雨の影響が小さく表流水の流量を比較的適切に評価できる期間）の2度、水文調査を実施している。

また、上記7(2)で述べたとおり、水文調査は、適切な手順により実施され、その結果、調査対象範囲の表流水や地下水の流動を明らかにしている。

加えて、被告及び事業団は、本件計画地内には、整備要領（乙11）や調整池技術基準（乙46の1）に準拠した浸出水処理施設や防災調整

池を整備することとし、新設道路に「道路法に基づき県道の構造の技術的基準等を定める条例」等に準拠した側溝を整備するほか、訴外日立セメント株式会社が設置した水路と同等の機能を有する代替の水路を整備することとしている。被告及び事業団は、周辺の雨水について十分に配慮しながら、適切に新産業廃棄物最終処分場や新設道路の整備を進めている。

(3) 原告らは、(2) 及び (3) において令和 5 年 9 月の台風の際には「流域 1」に降った雨の大部分と「流域 2」に降った雨の相当部分が「唐津沢湖」に流入したものと推測されると主張し、「唐津沢湖」には上流部全域からの水が集水され、現実の大雨の際にそうなったと認められると主張している。

しかし、「流域 1」及び「流域 2」における雨水の流動については、上記 7 (2) 等で述べた被告の水文調査の結果のとおりであり、「流域 2」は、そもそも湛水部を含む本件計画地と重なる区域であるが、「流域 1」に降った雨水は、その 74.7% が蒸発散する。

「唐津沢湖」には上流部全域からの水が集水され、現実の大雨の際そうなったとの原告らの主張は、憶測にすぎない。原告らの主張が憶測にすぎないことは、原告らが本件計画地の西側斜面沿いの訴外日立セメント株式会社が設置した水路から鮎川に放流される雨水があること(乙 54 の 2 の 67 頁及び 77 頁)を考慮していないという一事からも明らかである。

また、原告らは、(3) において、鈴木意見書で示された貯水能力の数値は、「唐津沢湖」の地形を元に算出されたもので、具体的根拠のある数字であると主張している。

しかし、被告準備書面(6) 24 頁で述べたとおり、鈴木意見書の「唐津沢湖」の貯水能力に係る記載は、「唐津沢流域」の「全雨水が深く広

い窪地に形成されている湛水部に流入すると仮定」して、湛水部に貯留される水量を「57万2600 m<sup>3</sup>」と推計したものにすぎず、水文調査等の調査を伴わない仮定の下での推計にすぎない。

9 「第2の二の6」について

原告らは、(2)において、被告の水文調査の結果は全く信用性がなく利用価値がない、新設道路の側溝で、西側流域に降った雨を的確に排水することができる証拠はないと主張している。

この原告らの主張については、上記7(1)及び(2)で述べたとおりであるから、原告らの主張に理由はない。

10 「第2の二の7」について

(1)原告らは、(2)において、原告第7準備書面では洪水吐き(余水吐き)に関して防災調整池の容量算定の際の降雨量が調整池技術基準に反しているなどとは主張していないと主張し、議論が噛み合っておらず、被告が「争点ずらし」をしているなどと主張している。

しかし、原告は、原告第7準備書面11頁において、「防災調整池の構造上、200年に1回ないし過去最大流量の1.2倍の流量を流せるだけの洪水吐きを設ける必要があるということである。従って、被告が本件処分場計画において採用している防災調整池の容量算定の降雨量が、被告自ら定めている基準にも反して、極めて低い数値を採用している」と主張しているのに対し、被告は、被告準備書面(6)26頁において、洪水吐き(余水吐き)は、防災調整池の容量算定に用いる降雨量を超える降雨が発生し防災調整池の容量を超える水量が流入した際に、防災調整池の天端から外側に水が越流することを防ぎ、防災調整池本体の安全の確保と放流先河川への安全な流下のため、防災調整池に設ける

ものであるから、洪水吐き（余水吐き）の設計には、防災調整池の容量算定に係る降水量よりも多い降水量を用いるものであるから、原告らは、防災調整池の算定に用いるべき降雨量と洪水吐き（余水吐き）の設計に用いるべき降水量を同一のものとしており、誤りであると反論したのであって、何ら「争点ずらし」などではない。

また、原告らは、（２）において、被告が想定している防災調整池からの許容放流量に対して、調整池技術基準に定められている洪水吐きの排水能力は、桁外れに大きく、被告が想定している許容放流量は、自らが定めた調整池技術基準にも反して、極めて低い数値となっていると主張している。

しかし、被告は、基本計画（乙５４の１）及び基本設計（乙１００）において、防災調整池については、調整池技術基準（乙４６の１の１３頁）に準拠して、１／３０確率降雨強度を踏まえつつ、調整池技術基準所定の計算式により、鮎川への許容放流量、洪水調節容量、防災調整池容量等を算定しており（乙５４の１の１２７頁、乙１００の１２２頁）、事業団は、洪水吐き（余水吐き）について、調整池技術基準（乙４６の１の２５頁）に準拠して、１／２００確率降雨強度を踏まえた構造としており（乙１０７の１頁及び３頁）、何ら問題ない。

（２）原告らは、防災調整池の容量を決定する際の雨量よりも洪水吐きの能力を決定する際の雨量の方が大きいというのは周辺地域や下流域の安全性よりも施設の安全性を優先する思想に他ならないと主張しているが、所定の基準に準拠して数値を算定して計画・設計を行うことについて、周辺地域や下流域の安全性よりも施設の安全性を優先する思想だというのは、原告らの意見である。

原告らは、(2)において、事業団が作成した「エコフロンティアかさま」のパンフレットでは、防災調整池について、「1/200年確率の雨が降っても、対応できる容量(18530 m<sup>3</sup>)を有しています。」と書かれていたことについて、被告準備書面(6)27頁及び28頁における被告の主張が事実であるなら、事業団が虚偽の宣伝を行っていたことになる主張している。

しかし、「エコフロンティアかさま」の防災調整池については、調整池技術基準(乙46の1の25頁)において、200年に1回起こるものと想定される当該調整池の直上流部の流量又は既に観測された雨量、水位、流量等に基づき算出された当該調整池の直上部の最大の流量いずれか大きいものの1.2倍の流量を放流し得る洪水吐き(余水吐き)を設置することとされていることに準拠して、洪水吐き(余水吐き)の設計洪水流量を年超過確率1/200の1.2倍の流量としていることから(乙108の18頁)、「エコフロンティアかさま」の防災調整池については、当該流量が調整池に流入することを想定した設計となっており、1/200確率の雨が降っても対応できる旨を記載したものであって(乙12の1)、何ら虚偽ではない。

また、事業団は、被告準備書面(6)28頁で述べたとおり、防災調整池の洪水調節容量については、調整池技術基準(乙46の1の10頁)に準拠して、「1/200確率の降雨強度」ではなく、「1/3確率の降雨強度」及び「1/30確率の降雨強度」を用いて算定している(乙108の10頁及び16頁)。

事業団は、上記のパンフレットの記載を、令和5年7月から、「降雨強度160 mm/hを想定した容量(18,530 m<sup>3</sup>)計画としています。」との記載に改めているが(「エコフロンティアかさま(パンフレット(改訂版))」乙127)、事業団によれば、住民から、従前のパ

ンフレット（乙12の1）について、防災調整池の断面図（乙12の1の9枚目）には、「1/3年確率」、「1/30年確率」及び「1/200年確率」と複数の記載があるが、なぜ、当該断面図の左側には「1/200年確率の雨が降っても対応できる容量（18530 m<sup>3</sup>）を有しています。」と記載されているのかとの指摘があったため、誤解を招くことのないよう、「1/30確率の降雨強度」に対応する「降雨強度160 mm/h」に記載を改めたものであった。

改める前後のいずれの記載も、虚偽などではない。

## 12 「第2の三の1」について

(1) 原告らは、(1)において、被告が新設道路や代替水路の構造等を明らかにできず、新産業廃棄物最終処分場の西側に降った雨水を的確に排水することができる構造となっていることについて何ら主張・立証もできていないと主張し、落石防護柵が「本件のような大規模な崩落」を防止できる構造であることについて何ら明らかとなっていないと主張している。

しかし、新設道路の側溝等については、上記7(1)で述べたとおり、「道路法に基づき県道の構造の技術的基準等を定める条例」、「国土交通省道路土工構造物技術基準」、「道路土工要綱」、「茨城県道路計画・設計マニュアル」等に準拠して、適切に設計・整備を進めていく。代替水路については、被告準備書面(4)25頁で述べたとおり、新設道路の西側に現在と同等の機能を有する水路を整備する計画である。

また、原告らは、被告が落石防護柵をもって「本件のような大規模な崩落」を防止できると主張したと解しているようであるが、被告準備書面(6)の32頁及び33頁で述べたとおり、本件計画地の西側（訴外日立セメント株式会社が設置した水路と構内道路の西側）の斜面は、そ

もそも、経済産業省関東東北産業保安監督部の指導等に基づき、訴外日立セメント株式会社によって高さ10m毎に2m以上の小段が設けられた上で整形されており、平成13年の現状の形状での安定解析の結果においても、安全率は1.2以上で、安定性は保たれているとされ（乙48の2の9頁）、日立市で震度6強を観測した東日本大震災の際にも、整形された小段（乙48の2の9頁）の崩落や、その兆候は見られず、現在に至るまで斜面の不安定化を予見させる事象は確認されていない。

そして、新産業廃棄物最終処分場の西側には、アスファルト舗装の新設道路が整備され、新設道路及び代替水路の西側には、落石防護柵が設置される予定であるから、原告らがいう「窪地南西側の上り道路と窪地方面へと下る道路の分岐点付近」の盛土や道路上の砕石等が水とともに流出するような事象は生じることはないと考えられる。

なお、落石防護柵については、仮に落石が発生した場合、落石を斜面の途中や道路際に設置される金網等の柵で受け止め、構造全体で落石の持つエネルギーを吸収して、道路等を防護するために設置する構造物であり、本件においては、西側斜面から新設道路や新産業廃棄物最終処分場への落石を防護するため設置する予定である。

(2) 原告らは、(2)の第2段落において、洪水ピーク流量の計算式に係る主張をしている。

原告らが「r（降雨強度）」のパラメータに用いた「153mm/h」というのは、水防法における関東地域の1時間当たりの想定最大規模降雨と同じ値であり、原告らの計算式に係る主張は、原告らの本件計画地が洪水浸水想定区域の実質を有するとの従来の主張の一環であると解される。

しかし、そもそも本件計画地に洪水浸水想定区域の指定の対象となる河川は存在せず、この一事をもっても、本件計画地が洪水浸水想定区域

の実質を備えているとは言い難いことは明らかである。

また、被告及び事業団は、関係法令、整備要領（乙11）、調整池技術基準（乙46の1）等に準拠して、浸出水処理施設、防災調整池等を整備することとしている上、訴外日立セメント株式会社が設置した水路と同等の機能を有する代替水路や、「道路法に基づき県道の構造の技術的基準を定める条例」や各基準に準拠した新設道路の側溝を整備することとしており、大雨時における雨水の排水について万全な対策を講じることとしている。

さらに、仮に今後本件計画地が洪水浸水想定区域に指定されることがあったとしても（仮定であり、本件計画地が洪水浸水想定区域に指定される予定であるという趣旨ではない。）、洪水浸水想定区域の趣旨に従い、その浸水想定に対応した情報収集・伝達、防災教育・訓練、浸水防止対策に使用する資機材の備蓄等の浸水対策を検討していく。

### 1.3 「第2の三の2」について

(1) 原告らは、(1)において、原告の主張を誤って要約していると主張している。

しかし、被告は、被告準備書面(6)34頁において、原告らが新産業廃棄物最終処分場は当該施設からの廃棄物や汚染水流出による土砂災害によって周辺住民の生命身体の危険を引き起こしかねないものであると主張しているのに対し必要な反論を加えているところ、原告第7準備書面19頁(4)第一文目には原告らの上記の主張と同旨の主張が記載されており、被告の要約に誤りはない。

原告らは、原告第7準備書面19頁(4)第二文目及び第8準備書面の第2の三の2(2)アにおいて、産業廃棄物処理施設という重要施設の建設候補地の検討に際しては過去の同一地域における気象状況に基



づく検討にとどまらず豪雨による雨量を踏まえた建設場所の検討が必要不可欠であると主張しているが、被告は本件候補地を客観的な項目によるスクリーニング等によって適切に選定しており何ら裁量権の逸脱・濫用はないこと、被告及び事業団は新産業廃棄物最終処分場を関係法令等所定の基準に従い整備・管理していくこと等については、被告準備書面（６）等で述べたとおりである。

原告らの本件計画地の検討に当たり水防法の洪水浸水想定区域に準じた考慮が必要であるとの主張については、原告らの意見にすぎない。

（２）原告らは、（２）のイの第２段落において、被告の乙１０３における浸出水貯留の計算が不相当であると主張している。

しかし、この点については、上記３（４）で述べたとおりであるから、原告らの主張は失当である。

（３）原告らは、（２）のイの第３段落において、乙１１０の防災調整池シミュレーションでは、洪水吐きが５０分間作動しており、この５０分間中の各１０分間の平均流入量は $2800\text{ m}^3$ であるから、１０分間の許容放流量約 $641\text{ m}^3$ を大きく超えた雨水放出となり、調整槽容量 $32,689\text{ m}^3$ が大幅に容量不足であると主張している。

しかし、防災調整池に調整槽はなく（調整槽があるのは浸出水処理施設である。）、必要調節容量「 $32,689\text{ m}^3$ 」に堆砂量「 $2,511\text{ m}^3$ 」を加えた「 $35,200\text{ m}^3$ 」が実施設計における防災調整池の容量であるが、原告らの主張は、要するに、令和５年台風第１３号での日立市における降水量に基づくシミュレーションにおいて、洪水吐き（余水吐き）が作動している間、雨水の放出が鮎川の許容放流量を上回るから、防災調整池の容量は不足しているとの趣旨であると解される。

しかし、被告準備書面（６）２６頁で述べたとおり、そもそも、洪水吐き（余水吐き）とは、防災調整池の容量算定に係る降雨量を超える降

雨が発生し、防災調整池の容量を超える水量が流入した際に、防災調整池の天端（一番高い部分）から外側に水が越流することを防ぎ、防災調整池本体の安全を確保するとともに放流先河川に安全に流下させるため、防災調整池に設けるものである（防災調整池及び洪水吐き（余水吐き）の構造については、乙106）。

したがって、洪水吐き（余水吐き）の作動をもって、防災調整池の容量が不足していると断じるのは、防災調整池の構造や洪水吐き（余水吐き）の目的・機能についての正しい理解を欠いており、誤りである。

なお、被告準備書面（6）の5頁、6頁、26頁及び27頁で述べたとおり、被告及び事業団は、調整池技術基準に準拠して、防災調整池の容量や洪水吐き（余水吐き）の整備を進めている。

#### 1.4 甲38について

原告らは、「証拠説明書（8）」において、甲38の作成者を「茨城県」としているが、「国土交通省」が正しい。

以 上